平成28年度
4月

「足場の組立て等特別教育（時間短縮３時間）」実施要領

〒960-8061 福島市五月町４－25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL（024）522－2266
FAX（024）522－4513
http://kensaibou-fukushima.jp/

厚生労働省では、平成27年３月５日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」を公布し、平成27年７月１日から施行して、更なる労働災害防止の推進を図ることとしました。

このことに伴い、「足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務は除く。）」が特別教育の対象業務に追加となり、これらの業務に従事する労働者に対する特別教育について規定されました。

当支部ではこの規定に基づき、施行日（平成27年７月１日）の時点で、現に足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務は除く。）に従事している者（既従事者）に対し、「足場の組立て等特別教育（時間短縮３時間）」を実施いたします。

なお、下記２に掲げる者は、特別教育の科目の全部について省略することが出来ます。（特別教育を受講することなく、作業に従事することができます。）

記

１．受講対象者

施行日（平成27年７月１日）の時点で、現に足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務は除く。）に従事している者（既従事者）。

２．特別教育を省略することができる者

⑴　足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
⑵　建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第１条各号に掲げる者（別表を参照）
⑶　とびに係る１級又は２級の技能検定に合格した者
⑷　とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

３．講習日時・会場

開催月		講習日・会場	受付開始日	受付締切日
４月	開催日	16日（土）	３月14日（月）	４月６日（水）
	場　所	**福島県建設センター** 福島市五月町4-25		

4．講習科目・時間

・足場及び作業の方法に関する知識	8：45〜10：15	90分
・工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	10：25〜10：40	15分
・労働災害の防止に関する知識	10：40〜11：25	45分
・関係法令	11：25〜11：55	30分

5．受　講　料

6,200 円 (受講料、テキスト代)

欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消 (受講料返還) は受講受付締切日まで応じますが、それ以降は原則として返還に応じられません。受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は当協会にご連絡下さい。

6．定　　員

申込み順で、定員80名とします。定員になり次第締め切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

7．修　了　証

所定の全科目 (時間) を受講した方には、「足場の組立て等特別教育（時間短縮３時間）修了証」を交付します。

8．受講申込み方法・受講者への通知

⑴　受講申込み方法

受講希望者は下記順序にて、**申込み受付締切日までに手続きを完了**して下さい。**手続き未了の場合は受講できません**のでご注意願います。

(仮 予 約) 電話で建設業労働災害防止協会福島県支部へ申し込んで下さい。

(予　　約) 受講申請書に、記入捺印及び**写真２枚（ポラロイド・カラーコピーは不可）**をのりづけのうえ、受講料を添えて、現金書留で送金するか持参して下さい。

(申込完了) **受講料の入金確認をもって申込み完了**となります。

⑵　受講申込者への通知

受講申込者 (事業所で申込んだ場合は事業所) へは、**受講料の入金確認後に受講申請書・受講票及び領収書を送ります。**受講申請書・受講票は当日会場受付に提出して下さい。(この申請書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は法律で記入することが定められています。**記載された内容で修了証を作成**しますので、誤りのないように正確に記入してください。なお、記入していただいた内容は、この特別教育以外では一切使用いたしません。)

9．注 意 事 項

⑴　講習日の３日前になっても、当協会から受講申請書・受講票が届かないときは、電話で問い合わせて下さい。

⑵　受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

⑶　遅刻、または受講中に離席された場合は、失格となり修了証は交付されません。

⑷　テキストは、講習日にお渡しします。午前８時40分までに着席願います。

⑸　講習会場は駐車場に限りがあるので、相乗りか公共交通機関をご利用下さい。また**講習終了時まで駐車場から車は出せません。**

(本申請書はコピーしてお使い下さい)

全面のりづけ
（保存用）
写真サイズ
(3.5cm×2.5cm)
正面、脱帽、
上三分身。
裏面に受講番号
及び氏名を記入。

足場の組立て等特別教育（時間短縮３時間）
受 講 申 請 書

ふりがな			生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日(　　歳)
氏名 (申請者本人が記入)		㊞	本籍地	都道府県
住所	(〒　　－　　)		電話(　　)　　－	
所属 事業所名			電話	(　　)　　－
所属 所在地	(〒　　－　　)			
事業主証明	〔個人及び事業主の方が、自分で自分の経験を証明することは出来ません。〕 〔第三者(組合や元請け又は同業者 等)から、証明を頂いて下さい。〕 上記の者は、平成27年７月１日時点で、足場の組立て等業務に従事していたことを証明します。 ㊞			
備考	○申請書に記載する氏名、生年月日等の項目は、法律で記入する事が定められています。正確に記入して下さい。 ○記入していただいた氏名、生年月日等は、この特別教育以外は一切使用いたしません。			

平成　　年　　月　　日

建設業労働災害防止協会福島県支部 殿

※申請者は記入しないで下さい。

修了証に使用の為
上部1/3のりづけ

写真は上と同じ
物を使用。
裏面に受講番号
及び氏名を記入。

足場の組立て等特別教育（時間短縮３時間）
受　講　票

受講番号	第　　号
受講月日	**平成 28 年４月16日(土)**
講習会場	**福島県建設センター** (福島市五月町4-25)
時間等	受付 ８：15～、講習 ８：45～11：55

修了証交付年月日	平成　　年　　月　　日	修了証番号	第　　号

○受講者は当日この受講票を持参し、会場受付に提出して下さい。

別表　足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第１条各号

⑴　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第１項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第２の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者

⑵　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程又は同令第36条の２第２項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち、同令別表第６の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練を修了した者

⑶　職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成４年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第１項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成５年労働省令第１号。以下「平成５年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第３の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第８条第１項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

⑷　旧能開法第27条第１項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第３の２の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第８条第１項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

⑸　職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第２条第１項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成５年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第２の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第８条第１項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第２の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者

会場案内図
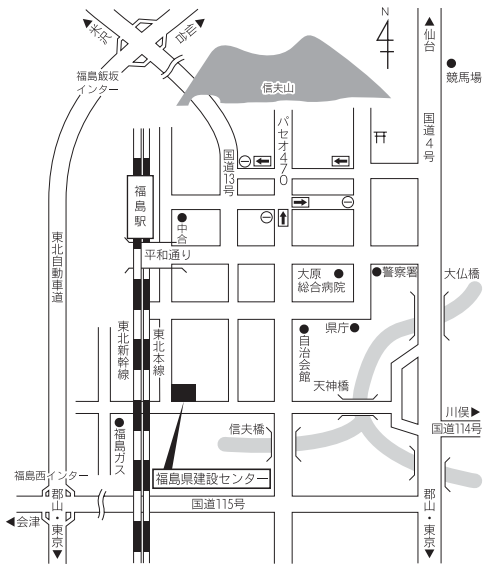
福島会場